

浜岡原子力発電所3号機 非常用ディーゼル発電機(A)の動作不能について(続報)
(運転上の制限逸脱からの復帰)

平成 20 年 12 月 26 日

【今回お知らせする内容】

| | |
|------|--|
| 対応状況 | 出力制御機構の取り替えを実施し、12月25日に非常用ディーゼル発電機(以下、「D/G」という。)(A)(※1)の機能を確認する検査を行い、動作可能(使用できる状態)であることを確認したため、同日午後11時45分、運転上の制限逸脱からの復帰を宣言しました。 今後は、取り外した出力制御機構を点検し、出力調整ができなくなった原因について調査を実施します。 |
|------|--|

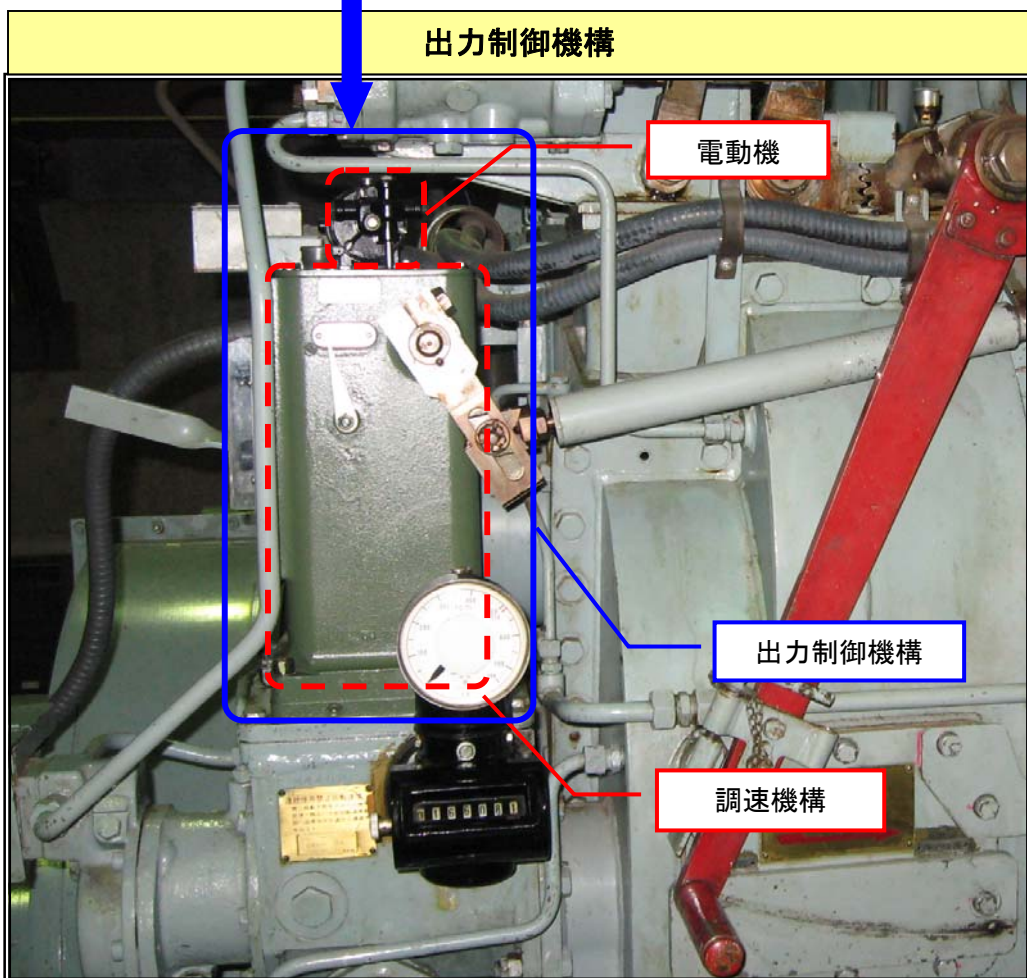
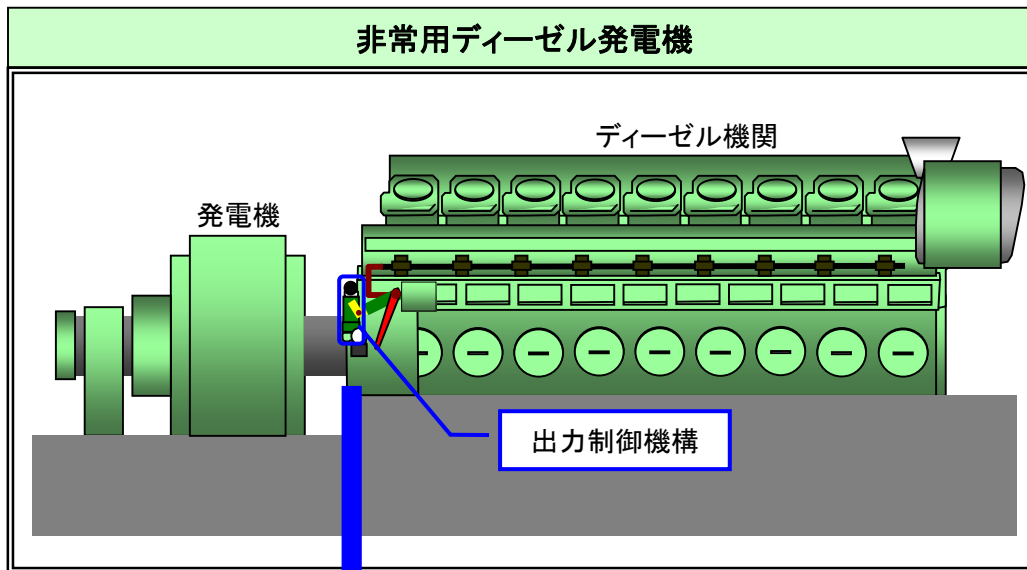
【平成20年12月24日にお知らせした内容】

| | |
|--------|--|
| 対象号機 | 3号機 (定格熱出力一定運転中) : 沸騰水型、定格電気出力110万キロワット |
| 発生日 | 平成20年12月22日 |
| 発生時の状況 | 平成20年12月22日、原子炉施設保安規定(※1)に基づく月1回の定期試験として、非常用ディーゼル発電機(A)の確認運転を行っていたところ、定格出力(出力6.3MW)到達後からの出力降下操作中(出力約4MW)に、コントロールスイッチによる出力操作ができなくなりました。 このため、D/G(A)は動作不能(使用できない状態)であると判断し、同日午後4時18分に原子炉施設保安規定で定める運転上の制限からの逸脱を宣言しました。 同様な事象(※3)が過去にも発生しており、現在、D/G(A)の当該コントロールスイッチを含めた出力制御機構の点検を実施しています。 なお、本事象による3号機の運転への影響はなく、安定に運転を継続しています。 また、同日、残り2台のD/Gおよび原子炉隔離冷却系(※4)について、原子炉施設保安規定に従い、動作可能であることを確認しました。 |
| 放射能の影響 | 本事象による外部への放射能の影響はありません。 |
| お知らせ基準 | 「表1-1 原子炉施設の故障により原子炉施設保安規定で定められた運転上の制限を逸脱したとき。」に該当します。 |

- ※1 D/Gは、外部からの電源供給が停止した場合等に自動的に起動し、主要な機器(非常用炉心冷却系ポンプ等)に電力を供給する非常用の発電機で、3号機にはA系、B系および高压炉心スプレイ系の3台があります。なお、通常はいつでも起動できるよう待機(停止)状態としています。
- ※2 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項を定めたもので、国の認可を受けています。原子炉施設保安規定では、原子炉の状態が運転において、3台のD/Gが動作可能であることを要求しています。
- ※3 同様な事象とは、平成20年10月24日、3号機D/G(A)の定期試験を行っていたところ、定格出力からの出力降下操作中(出力約3.5MW)に、コントロールスイッチによる出力操作ができなくなった事象です。
D/G(A)は動作不能と判断し、運転上の制限からの逸脱を宣言した後、動作確認を実施していたところ、動作可能となり、その後の動作確認も良好であったことから一過性の不良と判断しました。
(平成20年10月24日お知らせ済み)
- ※4 原子炉隔離冷却系は、復水・給水系からの給水喪失による原子炉隔離時に、原子炉に冷却水を送り原子炉水位の異常低下を防止し、原子炉水位を維持するための設備です。

以上

非常用ディーゼル発電機 概略図



出力制御機構は、ディーゼル機関に供給される燃料を調整し、回転速度および出力を調節するための機械で、ディーゼル機関に直結した調速機構と電動機から構成されています。